



Title	誤振込により成立した預金債権をめぐる被仕向銀行と振込依頼人の法律関係について
Author(s)	孫, 思遠
Citation	北大法政ジャーナル, 29, 103-121
Issue Date	2022-12-07
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89482
Type	bulletin (article)
File Information	HouseiJournal_29_04_Son.pdf



[Instructions for use](#)

誤振込により成立した預金債権をめぐる被仕向銀行と 振込依頼人の法律関係について

そん 　 し 　 えん
孫 　 思 　 遠

目 次

はじめに	105
第1章 問題の発端として——預金債権の成否	106
第1節 判例の立場	106
第2節 学説—預金者の認定と2つのアプローチ	107
第1款 預金者の認定	107
第2款 錯誤アプローチと契約解釈アプローチ	108
第2章 振込依頼人の被仕向銀行に対する請求可能性について	108
第1節 被仕向銀行の受取人に対する貸金債権と預金債権の相殺に 関する判例	108
第2節 2つのアプローチ	109
第1款 物権的追及	109
第2款 被仕向銀行の振込依頼人に対する義務違反	109
第3款 三者間の不当利得の一態様としての被仕向銀行に対する 返還請求権	110
第3章 中国における誤振込について	110
第1節 立法の経緯	111
第2節 誤振込による預金債権の成否に関する学説	111
第1款 意思表示錯誤説	112
第2款 原因関係必要説	112
第3款 原因関係不必要説	113
第3節 振込依頼人の請求可能な権利についての検討	114
第1款 物権的追及及び債権的請求権（不当利得）	114
第2款 優先権論	115
第3款 衡平原則の適用	116
第4章 日独法による中国法への示唆	116

第1節	振込取引の本質—契約の連鎖について	116
第2節	ドイツにおける契約連鎖と「ネット契約論」	117
第1款	メシエルのネット契約論	117
第2款	ローエのネット契約	117
第3節	日本法との関係	117
第4節	中国法への示唆	118
第1款	(物権的) 価値返還請求権説および優先権説について	118
第2款	預金債権の無因性と相殺の効力	118
第3款	中国法におけるネット契約論の意義	119
おわりに		120

はじめに

誤振込とは、振込依頼人がミスで（例えば、受取人名や被仕向銀行名を間違えて）振込依頼をし、その結果、仕向銀行および被仕向銀行がその指示に従って、本来送金される受取人ではない他人の預金口座に振込金が入金されてしまうことをいう。誤振込により実際の受取人の預金口座に入金記帳がなされた誤振込につき、その第三者の預金債権が成立しうるかという古くからよく議論されていた問題がまず出てくる。

日本の従来の学説では、預金の成立に関する「錯誤アプローチ」と「契約解釈アプローチ」という2つのアプローチがあり、最高裁平成8年4月26日第2小法廷判決（民集50巻5号1267頁。以下、「平成8年最判」とする）は、契約解釈アプローチを前提として、振込依頼人と受取人との原因関係が存在しない場合でも受取人の預金債権が成立するという趣旨に預金契約を解釈しうるかという形で論点を定式化した¹。しかし、その後、契約アプローチを踏まえて、原因関係の存在が必要であると主張する学説も現れ、利益衡量の角度からその理由づけを論じている。

平成8年最判は、預金債権の成立を認めた上で、振込依頼人は受取人の債権者の差押えを排除できないとして第三者異議の請求を棄却したものであるが、その後さらに、受取人が預金の払戻しを求め、また、被仕向銀行が受取人の債権者として振込金を差し押さえて、自分の有する貸金債権と相殺した、という事案も現れた。前者に関して、誤振込であることを知りながら払戻しをした受取人は詐欺罪に当たるという判決（最判平成15年3月12日刑集57巻3号322頁）は、「受取人においても、……誤った振込があった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される」としており、誤振込でも預金債権は成立するが、払戻しの請求は、受取人の被仕向銀行に対する預金契約上の義務違反であることを前提としていると思われる²。一方、振込依頼人が直接の契約関係のない被仕向銀行に誤振込の連絡をした後で、被仕

向銀行が受取人に対する債権で預金債権と相殺したケースでは、一例として、名古屋地判平成16年4月21日（金判1192号11頁）は相殺の効力を否定した。その理由を裁判所は、次のように考えていると思われる。被仕向銀行が振込依頼人から誤振込の連絡を受け、そして受取人が組戻しに承諾してから被仕向銀行は組戻しの義務を負うことになる。ゆえに被仕向銀行が債権の回収を目的としての相殺は、被仕向銀行の振込依頼人に対する義務違反となる。

ただ、被仕向銀行の相殺を振込依頼人に対する義務違反だと認めるには、振込依頼人と被仕向銀行の間に義務を生じさせる関係がなければならぬ。特に組戻しの場合は、被仕向銀行は、振込依頼人に対して一定の義務を負っていると考えるとき、その義務は、どのような法律関係によって生じるのかという疑問が生じる。そこで、契約連鎖に関する理論を視野に入れることが考えられる。振込システムは、一元的な経済目的を達成するために複数の契約が連鎖して協働するものであり、そして契約連鎖という網の中で、本来契約関係のない当事者間においても権利義務が発生すると提唱される理論は、一定程度でヒントになると考えられる。

以上は日本法の状況であるが、本稿は、誤振込に関する中国の議論にも着目したい。中国の立法経緯を遡ると、民法通則の時代から、さらに民法典の時代にかけてドイツ民法と日本民法の薫陶を受けていた。本文稿の検討対象である預金債権の成立と被仕向銀行の相殺の問題について、中国では、日本の学説にかなり類似した議論がみられる。

誤振込による預金債権の成立について、多くの裁判例は判旨を通じてその態度を明らかにしてはいない。しかし、例えば（2009）汨一中民五（商）終字第24号判決の控訴審において、裁判所は、受取人が誤振込金を受けることは事実上及び法律上の原因を欠き、振込依頼人に損失をもたらしたとして、不当利得の利得者を受取人としつつ、被仕向銀行と受取人の間に貸金の債権債務関

係があり、これによって貸金額が差し引かれたことと、受取人が誤振込金を占有することとは別々の事実原因によることであるから、被仕向銀行の相殺行為と原告の損失との間に法律上の因果関係がないとした。よって振込依頼人は、被仕向銀行に対して不当利得返還請求権を有しない、と裁判所は述べている。したがって、この裁判例では実質的には預金債権の成立が認められているが、相殺の効力を考えれば、上述のような場合に、被仕向銀行に対する請求権が認められず、加えて受取人が無資力であるとき、振込依頼人が他に何らかの救済手段を有するかが問題となる。したがって、振込依頼人の利益保護を出発点として、振込依頼人の請求権についての検討が必要である。

以下、誤振込により成立した預金債権をめぐる被仕向銀行と振込依頼人の法律関係について考察する前提問題として、誤振込みによる預金債権の成否、及び成立するとした場合の預金者の認定の問題を検討し（第1章）、次いで、被仕向銀行の受取人に対する貸金債権と誤振込みにより成立した預金債権の相殺の成否、及び特に相殺が肯定される場合に振込依頼人の執りうる法的手段に関する議論に検討を加え、誤振込みに関する中国法の議論状況を紹介した後（第3章）、「ネット契約論」を参照しつつ、特に被仕向銀行が受取人に対する貸金債権と誤振込みにより成立した預金債権の相殺を主張した場合の振込依頼人の法的地位について中国民法への示唆を得ようとする（第4章）。

第1章 問題の発端として——誤振込による預金債権の成否

本稿が核心として取り上げる問題の1つは、古くから議論されていた誤振込による第三者、つまり受取人の預金債権の成否である。

第1節 判例の立場

この問題につき、もっとも早い裁判例は名古屋高判昭和51年1月28日（金融法務事情795号44頁）である。一審で地裁は、誤振込金について受取人

Aが被仕向銀行Yに対して取得した預金債権を転付命令により取得したとする、Aの債権者Xの預金の払戻請求を、預金不成立として棄却した。そして高裁も、被仕向銀行と受取人の間には「普通預金に関する約款（普通預金規定）があり」、「受取人は被仕向店の受け入れた振込金について、予めなされた包括的な承諾によりこれを受け入れ、預金債権を成立させるのであるが、右約款上の受け入れ承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を前提としているものと解され、右正当な受取人に対してでない振込の場合にまで、預金として受け入れる意思を認めることはできない。正常な取引通念に照らしても、当事者の通常の意味を右の如く解するのが正当である」として控訴を棄却した。名古屋高判のように、以前の裁判例は、振込依頼人と受取人の間に原因関係がない場合はその預金債権が成立しないと判示していた³。

その後、最判は、初めて誤振込による預金債権の成立を肯定した。最高裁は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金相当額の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して振込金相当額の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」と判示した。その理由としては、「普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行の間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を知ることなくこれを遂行する仕組みが採られている」として、預金債権が成立するには原因関係を不要とした。

第2節 学説—預金者の認定と2つのアプローチ

第1款 預金者の認定

預金債権の成立問題を検討する前提として、まずは預金者認定の問題を検討する。預金が行われたとき、預金債権は誰に帰属するか。普通に考えれば、預金者本人が銀行窓口で自己の名義で個人情報・印鑑を届け出て預入手続を行うのが通常の預金取引の場面だが、一方、節税対策として、あるいは財産隠匿等のために他人の名義を使って預け入れることもある。代表的な学説は、「自らの出損により自己の預金とする意思で本人または代理人、使者等を通じて預金契約をした者が預金者である」とする客観説と、「預入行為者が預入れに際して、他人が預金者であることを明示または黙示に意思表示したような事情がない限り、預入行為者が預金者である」とする主観説である⁴。最判昭和48年3月27日（民集27巻2号376頁）は、「無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当であり、……」とし、客観説の立場を示している。出捐者ではない預入行為者に当該預金について払戻しをしたり、担保権を設定して、相殺をする予定のもとに新たな貸付をしたりしたような場合には民法478条の適用ないし類推適用あるいは預金規定上の免責約款により銀行の保護が図られるからであるとされる⁵。他にも、最判昭和52年3月30日（金法992号38頁）も客観説を支持している。

しかし、「出捐者を預金者と認める」客観説は、前掲最判昭和48年3月27日も述べるように、流動性のない定期預金についての学説であり、流動性のある決済性預金についてはそのまま妥当しいのではないかといったような指摘がある⁶。例えば普通預金では、客観説は一般化できるほど射程がないものと考えられる。その理由は、預入れと払戻しが繰り返される預金では、各預入金ごとに出捐者を預金者とすることが不合理であって、出捐者＝預金者という準則が妥当するのはその成

立時から内容の変動することがない定期預金についてだからである⁷。定期預金等流動性のない口座は、振込取引などの決済に相応しくないと考えられる。反対に、決済性預金、一般的にいうと普通預金や当座預金は定期預金と違って、その預金口座は随時預金を受け入れることが可能であり、したがって誤振込があったときはその預金者の認定が改めて問題となる。東京高判平成7年3月29日（金融法務事情1424号43頁）は、口座当初の預金者がその後の預入金についても預金者となった裁判例であって、「預け入れられた金額は、……一個な包括的な契約が成立しているものと解すべきであり、個々の預入金ごとに各別の預金債権が成立すると見ることはできない」とした。他に、最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁は、保険会社Xの代理店Aが保険契約者から収受した保険料のみを保管するために、信用組合Yに専用の普通預金口座を開設し、その保険料を保管し、その後、YがAへの貸付金債権とその預金とを相殺したため、Xが当該預金は自己の預金であると主張して、Yに対して預金の払戻しを請求したという事案に関するものであった。下級審はいずれも客観説によって、預金者をXとして、「本件預金の出捐者が預金債権の帰属主体であるとしたうえで、代理店が収受した保険料の所有権は保険会社にあるか、またそうでないとしても本件預金の出捐者は保険会社であるから本件預金債権は保険会社に帰属する」と判示した。これに対し、その後最高裁は、「本件預金債権はXに帰属するとは認められないというべきである。……これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決は破棄を免れない。

本文の検討対象である誤振込の事案においては、流動性がある預金が問題となり、出捐者が誰であるかを基準として預金者を決めることが困難であるから、預金契約の趣旨から預金者を決めるしかない。平成8年最判に鑑みると、最高裁が契約の趣旨によって預金債権の成否を判断する傾向は見られる。そして前掲平成15年最判も、契約を

締結したのは誰か、通帳・印鑑の保管者は誰か等を考慮して預金者を決めている。したがって、結論は同じである。客観説と主観説は、いずれも一般化できるほど射程がないものであり、預金契約の趣旨を通じて預金債権の成立を認めた平成8年最判はより合理的なものであると思われる。

第2款 錯誤アプローチと契約解釈アプローチ

次は、預金債権の成否に関する2つのアプローチを検討する。振込金が受取人の預金口座に入金されてしまうことに原因関係があるか否かが、預金の成否という結論に結びついていると認識されてきた。かつては、振込依頼人の意思表示の錯誤により、依頼人と仕向銀行との間の振込委託契約が無効であるから、預金債権の不成立という結論を導く「錯誤アプローチ」があり、その後、預金債権を被仕向銀行と受取人の間の預金契約によるものとして、その契約が如何に規定するのかによって預金債権の成否を判断する「契約解釈アプローチ」が、平成8年最判を通じて主流になっている⁸。後者に基づいて、最高裁は振込依頼人と受取人の間に振込の原因が存在しなくとも、預金債権が成立すると認めた。つまり原因関係不要説の立場である。この説は、振込が決済手段として、安定的に機能を発揮するためには原因関係から切断されなければならないとするものであって、最高裁の判断に影響を与えたものといえる⁹。

しかしながら、預金債権の成立に原因関係を不要とした最高裁の判旨に反対し、契約解釈アプローチを踏まえたうえで、預金債権が成立するには振込依頼人と受取人との間での原因関係が必要であるとする説も現れている¹⁰。この説を採用一つの理由は利益衡量であると考えられる。誤振込によって受取人が預金債権を取得し、一方、受取人の債権者である被仕向銀行にも債権回収の機会が与えられる。預金債権の成立を認めれば、いわゆる「棚ぼた」による利益を、受取人とその債権者が取得することになる。そもそも誤振込のケースで、原因関係はもともと存在しないから、振込依頼人の過誤だけで生じた不利益と、受取人とその

債権者が得た「棚ぼた」というような利益と比べると、後者の方が特に保護に値しないという結論が導かれる。ただし、平成8年最判の判旨に反する裁判例は、未だに見当たらない。

第2章 振込依頼人の被仕向銀行に対する請求可能性について

第1節 被仕向銀行の受取人に対する貸金債権と預金債権の相殺に関する判例

預金債権が成立するか否かによって、直ちに被仕向銀行が為した相殺の効力が左右されるというのが、以前からの裁判所の判決であった。平成8年最判前の裁判例¹¹では、預金債権の成立が認められなかったため、その相殺は当然に無効とされた。そして初めて原因関係があるか否かに関わらず預金債権が成立するという最高裁の立場が平成8年最判において示され、相殺が有効となる可能性が生じた。

その後、名古屋地判平成16年4月21日（金融法務事情1745号40頁）では、原告は、本件が原告の錯誤に基づく誤振込であって、被告である被仕向銀行が相殺を理由に本件振込金を返還しないことは、権利の濫用であるとともに信義則にも反するものであり、許されないと主張し、被告は不当な利得を得ているものであるから、本件においては不当利得返還請求を認めること、あるいは本件事実のもとでは信義則上原告への返還を認めることが公平かつ正義の実現であると主張した。裁判所は、受取人による組戻しの承諾があったうえで、被仕向銀行はその金額が誤振込金であることを認識すべきであると認めて、正義・公平の観念に反することに基づいて、その相殺は振込金相当額の限度で無効とした。そして控訴審（名古屋高判平成17年3月17日金融法務事情1745号34頁）も、正義・公平の観念に照らして、「受取人であるAの本件の預金債権は、前記事実関係の下では受働債権とはなり得ないものと解すべきで（行使できない債権である、）、これを相殺に供することはできず、控訴人のした相殺はその効力を生じないと

いべきであり、振込依頼人の不当利得返還請求において、被仕向銀行の返還義務を認めるのが相当であるとした。続いて、東京地判平成17年9月26日（金判1226号8頁）は、振込依頼人が誤振込をしたことに気づき、直ぐに仕向銀行に組戻しを依頼したが、受取人の所在不明のため組戻しができないという事案に関するものであった。この事案では、振込依頼人は被仕向銀行の相殺に対して、直ちに誤振込金相当額の限度内での不当利得返還請求をした。そして裁判所は平成8年最判を踏まえて預金債権の成立を認めたが、相殺の有効性については前の判決とは異なり、「権利の濫用に当たるような特別の事情がない限りは、その効力が否定されることはない」としてこれを肯定した。しかし他方で、被仕向銀行に生じた利益は、「棚からぼた餅的に利得したものと見え」として、振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求権を認めた。以上に挙げた判決に限らず、一般的には誤振込の場合、特に金融機関が誤振込であると知っている場合には、相殺の効力を否定するにしろ肯定するにしろ、振込依頼人の被仕向銀行に対する請求を認めているのに着目すべきである。

第2節 2つのアプローチ

学説は、相殺の効力を肯定するものと否定するものに分かれている。前者は前述のように、被仕向銀行が受取人による組戻しの承諾があることを知りながら相殺をしたことに対して、権利濫用というような特別の事情のない限りその効力は否定されることはないとする一方で、被仕向銀行が利益を得ることを認めないものと言える。これに対し、多数の裁判例は相殺の効力を否定する。これらの裁判例の立場を前提とすると、そこからさらに2つのアプローチを分けることができる。

第1款 物権的追及

学説では、相殺の効力を否定するものうち、振込依頼人の誤振込された金銭に対する物権的な追及力を認めるというものが多い¹²。誤振込によ

って、その金員が受取人の預金口座に記帳されて、受取人が預金債権を取得した時点で、振込依頼人は受取人または被仕向銀行に対して、不当利得返還請求権を有することになるが、振込依頼人は債権的請求権を取得するにとどまる。返還請求を肯定する学説には、判例とは異なり、誤振込された金銭を振込依頼人に帰属させる説、つまり、不当利得返還請求の成立を認めるより、不当利得の債権者である振込依頼人に物権的権利に類似する優先的な債権回収を保障する方向が望ましいとする説がある¹³。

第2款 被仕向銀行の振込依頼人に対する義務違反

他方で、相殺の効力を否定する見解に共通するのは、被仕向金融機関は受取人の債権者であるにとどまらず、振込制度の運営者という立場にあり、振込依頼人からの要請（組戻し）と矛盾する行動は許されないという考えであろうと思われる¹⁴。また、物権的追及権が認められれば、それは、誤振込金が振込依頼人に帰属することを意味する。かくして、振込依頼人は受取人の一般債権者の預金債権への差押えに対する第三者異議の訴えが認められないとした平成8年最判と矛盾することになることが指摘されている¹⁵。

たとえば、前述の名古屋地判平成16年4月21日及びその控訴審は、裁判所が相殺の効力を否定した例であるが、被仕向銀行が振込依頼人から誤振込の連絡を受け、受取人が組戻しに承諾しており、被仕向銀行は組戻しの義務を負うことになる。ゆえに被仕向銀行が債権の回収を目的として相殺することは、被仕向銀行の振込依頼人に対する義務違反となると評価できる。また、名古屋高判平成27年1月29日金判1468号25頁も、「振込制度における被仕向金融機関としては不誠実な対応であったと言わざるを得ない」と判示して、その相殺を否定した例であった。これは、被仕向銀行による相殺を振込システムの構成員の一員として負う義務の違反と考えるべきであって、その結果、振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返

還請求が基礎づけられるという考え方であるとされている¹⁶。

ただ、被仕向銀行の相殺を振込依頼人に対する義務違反だと認めるには、振込依頼人と被仕向銀行の間に義務を生じさせる関係がなければならない。しかしながら、振込依頼人・仕向銀行・被仕向銀行・受取人という関係の中で、直接取引を行う当事者の間には契約関係があるが、振込依頼人と被仕向銀行、振込依頼人と受取人との間には契約関係が存在しない。そこで、次の東京地判平成17年9月26日（判タ1198号214頁）に鑑み、振込取引といったような一元的な経済目的を達成するために契約が連鎖している場合に、直接の契約関係にない者の間でも配慮義務が認められているとすることが考えられる。すなわち、「誤振込をした振込依頼人の中には、たまたま受取人の所在が不明であったために、受取人から組戻しの承諾を得ることができないという者もいるはずであり、そのような振込依頼人に対してさえ救済手段が残されていないというのは、振込取引制度が多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するための仕組みであるとはいえ、制度として好ましいことではない。むしろ、振込取引制度を運営する銀行に対しては、振込依頼人から受取人の所在が不明であった組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けた場合には、誤振込みをした振込依頼人に救済の機会を残すために、誤振込みの事実の有無の確認に努め、その間、受取人の預金口座に入金記帳された当該振込みに係る金員を受取人の預金とは区別して管理するなどの適当な措置をとることが望まれるところである」。

特に振込依頼人が組戻しを依頼した場合に、振込依頼人と被仕向銀行の間に直接の契約関係が存在しないにもかかわらず、多くの裁判例で裁判所は相殺を否定し、振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めた。その根拠としては、上述のように、①物権的追及を認めると平成8年最判に反するため、②被仕向銀行は、振込依頼人に対して一定の義務を負っているということが考えられる。もっとも、振込システムにおい

て、振込依頼人と被仕向銀行との間には契約関係が存在しない。したがって、直接の契約関係にない当事者間の義務違反を認められるのかが問題となる。そこで、被仕向銀行の組戻しを契約上の義務として認め、金融機関に「組戻しに応じる義務」があるとする説¹⁷も見られる。さらに、その義務の根拠づけを見出すために、振込制度の本質、すなわち契約連鎖という角度から、被仕向銀行が振込依頼人に対して一定の義務を負っているのか、換言すれば振込依頼人が仕向銀行を飛び越えて、直接の契約関係にない被仕向銀行への直接請求の可能性について考察するアプローチに着目したい。

第3款 三者間の不当利得の一態様としての被仕向銀行に対する返還請求権

誰に不当利得を求めるのかについて、①最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁（騙取金による弁済）は、「丙が甲から右の金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失がある場合には、丙の右金銭の取得は、被騙取者又は被横領者たる乙に対する関係においては、法律上の原因がなく、不当利得となる」と判示した。その法理に基づき、誤振込金の受領につき悪意又は重大な過失がある者には不当利得が成立するとする説¹⁸がある。②他方、別の例では、被仕向銀行は相殺によって、「棚ぼた式」の利益を得ているから、受取人の無資力の場合は、直接に被仕向銀行への不当利得返還請求が認められれば具体的な公平を図ることができるという見解もある¹⁹。

以上の見解に対して、③誤振込金について先取特権に類似する優先権を振込依頼人に付与することを想定する議論²⁰も見られる。その「優先権」について、後の中国法の部分で補足説明したい。

第3章 中国における誤振込について

中国において、銀行システムでの誤振込が発生した場合に、現行法及び通説に従えば、一般的には、振込依頼人は2つの救済手段を有すると考

えられる。①「支付結算管理办法」（中国人民銀行が頒布した支払い・決済に関する規定）によって、仕向銀行が未だに被仕向銀行に送金していない段階であれば、依頼人は振込を撤回することができる（177条）。そして被仕向銀行がその金額を受取人の預金口座に振込む前に、振込依頼人は返金申請をすることができる（178条）。②誤振込金がすでに受取人の預金口座に入金されてしまった場合、通説によると振込依頼人と受取人の間で不当利得が生じる。したがって、受取人は、無資力でない限り振込依頼人に不当利得金を返還しなければならない。

しかし、振込依頼人と被仕向銀行の間で紛争が生じる多くの場合は、受取人が破産に陥っており、特にその預金債権が被仕向銀行に差し押さえられ、さらに相殺がなされると、受取人の無資力のため振込依頼人は被仕向銀行に返還を求めざるを得ない。特に、電信詐欺がよく発生する社会の現状に応じて、振込依頼人の利益保護が必要であろう。そこで、物権的追及と債権法上の角度から、さらに契約責任の拡張として、振込依頼人に優先権を与えることが可能なか等の問題について、中国の立法及び判例を一瞥する。

第1節 立法の経緯

誤振込における裁判例の多くで問題となるのは、不当利得の成否である。不当利得のルール設計と民法典での位置付けは、近年の比較法研究において重要なトピックであり、中国民法典の編纂において回避できない問題である。比較法として見ると、大陸法系の代表的な国として、ドイツ民法典は債権の発生原因として不当利得を専門の章で規定する。そして一般条項以外に具体的な類型を若干定めている。一方、フランス民法典は、不当利得の一般条項を規定せず、準契約としての非債弁済を含めて具体的な不当利得類型を考慮している。（給付型）不当利得が物権の無因性原則に関わるドイツ民法とは異なり、フランス民法は物権の無因性を認めない。その他、実務から発展してきた転用物訴権は、2016年フランス債権法改革

において一般的な不当利得として「準契約」に編入されたが、補充的なものにすぎない²¹。

このような認識から中国の不当利得法を觀察すると、近年、中国民法の議論は、外観上はドイツ、オーストリア式の立法モデル²²を受け入れてきたようだが、一方、民法典分編の編纂では、「準契約」として不当利得を扱うという主張がしばしばあり、「民法典合同編（草案）」（2次審議稿）²³は、この主張に応答した。この草案は、外観上フランスの立法にも似ていた。

2017年民法総則の公布前に、形式的には不当利得のルールは、1つの一般条項しかなかった。すなわち、「法的根拠なしに利益を取得して、他人に損失をもたらす場合、その利益を損失を被った者に返還すること」（民法通則92条）である。この条文は、不当利得の成立要件と返還範囲について非常に抽象的であって、実務上裁判の根拠づけとしては足りず、常に法理論上の紛争を導いた。1988年に公布された「民通意見」は不当利得の返還範囲をある程度明らかにしたが、その内容は簡略であった。さらに、現行法では、財産の返還に関する法規は数多く存在しているが、不当利得法との関係は明らかではない。したがって、民法典の編纂を機に不当利得規範を補完することは、学界と実務界の共同の期待であると思われる。

中国民法典は第一歩として、民法総則が不当利得に関して、民法通則92条の内容とほぼ同じように、一般条項として122条²⁴を規定した。誤振込のような多角的な法律問題を解決するために、民法典分編の編纂において、不当利得の成立要件と法律効果を明確にすべきであるか、ということがしばしば指摘されている²⁵。

第2節 誤振込による預金債権の成否に関する学説

先に明確にしておきたいのは、預金債権の帰属問題に関して、中国においては出捐者を預金者とする判例²⁶があることである。一方、司法実務上では、預金口座の名義人を預金者とするのが原則である。つまり、一般的には裁判所は、日本にお

ける「客観説」のような立場に立って預金債権の帰属を確定する。ただし、預金には一定の特定性がある場合に限って、その出捐者を預金者と認めることができる。そして、誤振込で問題となる預金のように、預金に特定性がない場合には、振込依頼人が預金者であるとはできず、振込依頼人は不当利得返還請求権を有するしかない。したがって、誤振込による預金債権の帰属は資金の混同・特定化に関わる問題である。

次に、中国の学説は、日本の議論にかなり類似しており、主に①振込依頼人の意思表示の錯誤に着目する説と、②原因関係必要説、③原因関係不要説に分けられる。

第1款 意思表示錯誤説

振込依頼人が錯誤の意思表示を撤回することによって、振込依頼人と仕向銀行との間での委託契約が無効となるという学説、いわゆる錯誤アプローチがみられる。この説によれば、受取人の被仕向銀行における預金債権は成立せず、振込依頼人は仕向銀行に対して不当利得を主張できる。台湾最高法2005年台上字第52号判決は、意思表示錯誤説を採る一例であった。この説を採る理由として、まず、振込依頼人のミスは表示行為の錯誤であり、実務上避けられない事情であるから、振込依頼人には重大な過失があると認めることは妥当ではない。よって錯誤の成立要件を具備し、意思表示錯誤が成立する。次に、意思表示の撤回は送金委託契約の無効を導き、さらにその効力は預金債権の成立に及ぶと考えられる。ある契約の履行は、他の契約に影響を及ぼすという意味で後述の契約の連鎖と同じようにも見える²⁷。

ただ、この説には論理的な欠陥がある。①振込依頼人の支払い指図の撤回が、なぜ振込プロセス全体に影響を及ぼすのかについて、立法上の根拠づけは見当たらない。他方で、例えば債権譲渡制度において、中国民法学界は一般的には表見譲渡を認める。すなわち、債権者が債務者に債権譲渡の事項を通知した後、その債権譲渡が実際に行われず、あるいは無効であるにも関わらず、譲渡通

知への信頼に基づいて債務者が第三者（表見譲受人）に対してした履行は有効であるとされる²⁸。表見譲渡の類推として、振込プロセスにおいて、振込の指図への信頼に基づく被仕向銀行への送金は、その支払指図の瑕疵によって無効となるわけではない。②仕向銀行への指図の撤回は、「支払い終結」²⁹に当たると考えられる。すなわち、仕向銀行が送金手続きをなした時点で、その支払いはすでに終わっており、支払い指図は撤回不可の状態になる。法理論の角度から見れば、振込依頼人と仕向銀行の間には委任契約が存在する。契約の双方は、契約を解除することができるが、すでに履行された部分は解除不能である。立法上においても、「支付結算管理办法」によって仕向銀行が未だに被仕向銀行に送金していない段階でのみ、振込依頼人は支払指図を撤回することができる。結論としては、仕向銀行が振込依頼人の支払指図にしたがって被仕向銀行に送金した時点において、仕向銀行の委任契約による義務が履行されたため、振込依頼人は仕向銀行に対して誤振込金相当額の口座からの引落しを否定して預金の払戻しを求める等することができない。

第2款 原因関係必要説

誤振込金は誰に帰属するのかという問題について、この説は、振込依頼人と受取人との間の原因関係の有無によって、預金債権の成否を判断すべきだと説いている。一般的には、受取人が被仕向銀行で預金口座の開設及び預金契約の手続きをする際に、第三者から振り込まれた金員がすでに受取人の預金口座に入金記帳されたとき、受取人はその預金債権を取得すると双方は約定する。しかし双方の意思表示には、原因関係を欠く振込取引が含まれないと考えられる。したがって、その原因関係に瑕疵がある場合には、受取人の預金債権は成立せず、振込依頼人は被仕向銀行に対して不当利得請求権を有する。一方、それは被仕向銀行が原因関係の有無を調べる義務を負うことを意味する。そこで、振込は無因的な送金手段であるから、被仕向銀行が紛争に巻き込まれるリスクを

避けるため、誤振込みが行われた場合には、2017年改正前の日本民法478条（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）を参照し、「債務者が債権の準占有者に対する弁済」という制度を適用すべきであると指摘されている³⁰。つまり善意である被仕向銀行の受取人に対する支払いは有効で、預金債権が消滅する。

中国では判例にも原因関係必要説を採用のものが見られる。上海市浦東新区人民法院（浦民二（商）初字第2713号民事判決）によれば、外匯管理条例第12条³¹及び他の規定によって、金融機関は國務院部門の規定にしたがって、振込取引において内容の真实性等を審査する義務を負う。本判決は、被仕向銀行が受取人に対する送金によってその一部の債権を実現することによって、受取人に不当利得をもたらしたと認定し、民法の公平、誠実信用原則に基づいて受取人は返還責任を負わず、被仕向銀行が補足弁済責任を負うとした。

ただ、この説は十分な説得力を持たないと思われる。「支付結算管理办法」という規定は、振込資金の移動を簡略化するものであり、銀行は支払の仲介機関として、振込の原因関係の紛争に巻き込まれるべきではない。法律上の特別な規定を除き、銀行の送金行為は、本質的には多額の資金の移動を円滑に処理するための無因行為である。さらに、原因関係必要説に従えば、被仕向銀行は振込依頼人と受取人との間での原因関係の有無を調査する義務がある。①銀行は原因関係の有無について審査しないで受取人に払い戻すと、振込依頼人の組戻し請求を拒絶することができず、他方、払い戻した金銭については被仕向銀行が受取人に不当利得返還請求することになるため、受取人の支払不能のリスクを負う。また、②法律の特別規定を除き、一般的には被仕向銀行は受取人の払戻し請求を否定できない。被仕向銀行が払戻しを拒絶し、受取人に財産損害をもたらす場合は、履行遅延の利息を支払う他、民事責任を負うとされる³²。このとき、権利外観理論の適用は、必ずしも被仕向銀行の利益を図る役割を果たさない。「債権の準占有者に対する弁済」理論によれば、

債務者が善意・無過失であることを成立要件として弁済が成り立つ。振込依頼人は、被仕向銀行が受取人に払い戻す前の段階で意思表示の撤回を主張すれば、被仕向銀行（の受取人に対する払戻し）は善意・無過失の要件を満たさないことになる。そして、被仕向銀行は、振込依頼人に対して不当利得返還義務を負うリスクが生じる。

第3款 原因関係不要説

振込委任契約は振込依頼人の意思表示の撤回によって無効となるとしても、その効力は受取人の預金債権の成立に及ばず、預金債権の成立は原因関係の有無に関わらないという説である。かくして、振込依頼人は受取人に対して不当利得請求ができる。

振込取引において、仕向銀行の被仕向銀行に対する振込通知は、振込依頼人の指図による履行行為であるが、自己の名義で被仕向銀行に対してする委託行為であって、たとえ振込依頼人が意思表示の錯誤を理由に振込の委託を撤回できるとしても、その錯誤は振込依頼人と仕向銀行との間にあり、仕向銀行と被仕向銀行との間での委託契約の錯誤ではない³³。次に、被仕向銀行の履行行為は、振込依頼人の受取人に対する債務の弁済に当たらない。被仕向銀行の受取人に対する振込の目的は、振込依頼人が仲介銀行を通じて受取人に対する債務を弁済するためである。つまり一般的には、振込依頼人と受取人との間に債権債務関係があるが、誤振込の場合は、振込依頼人の受取人に対する債務が存在せず、振込依頼人にとって受取人の受領には法律上の原因関係がないから、不当利得請求の対象は受取人に他ならない。

近年の裁判例を挙げてみると、（2009）滬一中民五（商）終字第24号判決がある。この事案では、原告X会社がミスにより、仕向銀行A1、A2（以下はAとする）を通じて、被告Y1会社の被仕向銀行Y2での口座に米ドルを送金した。被告Y2は、Y1会社の預金債権とY1に対する立替金債権で相殺をした。X会社は受取人を間違えたことを理由として、Aに対して送金の指令をキ

キャンセルするよう要求したが、その請求が拒否された。その後、XはY1に不当利得が生じたと訴え、同時にY2が連帯責任を負うと主張した。控訴審において、裁判所は、受取人が誤振込金を受けることは事実上及び法律上の原因を欠き、Xに損失をもたらしたとして、不当利得の利得者をY1とした。しかし、Y2とY1の間に貸金債権があり、これによってY2の相殺が行われたこと、Y1会社が誤振込金を占有することとは別々の事実原因によることであるから、被仕向銀行Y2の相殺行為とXの損失との間に法律上の因果関係がないとした。よって終審判決としては、Xは、Y1会社に不当利得返還請求権を有するにとどまった。この例は、原因関係不必要説に立って預金債権の成立を認めたものであると考えられる。

他に、例えば台湾最高法2008年度台上字第1319号判決は、原因関係の有無に関わらず受取人は誤振込金によって預金債権が有効に成立する旨を示した。さらに、前述の平成8年最判を振り返ると、誤振込による預金債権の成立に関して、どの国においても同じ結論が導かれている。したがって、原因関係不必要説を認めることが最も妥当であるように見える。

ただ、受取人に他に債権者がいるとき、特に受取人が無資力の場合には、原因関係不必要説を採り、振込依頼人が受取人に対して不当利得返還請求をしても誤振込金全額を取り戻せるとは限らない。そこで、解釈論上振込依頼人の利益を図る理論として、①物権法上の解釈論（物権的追及）と不当利得、②優先権論、③衡平原則の適用が考えられる。

第3節 振込依頼人の請求可能な権利についての検討

第1款 物権的追及及び債権的請求権（不当利得）

(1) (物権的) 価値返還請求権説によって、振込依頼人は誤振込金において物権的な権利を有するという見解がある。具体的に言うと、中国の通

説は、金銭について「占有＝所有」原則（ただ、その原則は、例えば特殊な専用口座における資金に適用されない³⁴⁾を認めており、所有物返還請求権と占有回復の訴権が発生せず、債権法上の請求権のみが発生する³⁵⁾。しかしながら、日本の学説では、価値返還請求権説によれば、貨幣という媒体は有体物であるが、金銭は実質的には価値を表している。価値返還請求権の標的は貨幣という媒体ではなく、それが有する価値であり、請求権者が振込金と預金債権の同一性を立証すれば、価値回復の請求をすることができる³⁶⁾。したがって、誤振込の場合は、振込金と受取人の預金との間に価値の同一性がある限り、振込依頼人は誤振込金の返還を請求できる（価値の同一性原則）。ただし、その同一性が認識できたとしても、当然に物権的な権利主張ができるわけではないとも指摘される³⁷⁾。

確かに「占有＝所有」原則に対する批判的な見解が見られるが、中国では、通説によると、預入がなされ次第、預金の所有権は銀行に移転される。特殊な場合を除き、預金者と銀行との関係は債権債務関係であることを疑う余地がない。振込取引において、被仕向銀行は常に受取人に預金債権を取得させる形で支払手続きを行う。同時に、前述の通り原因関係の瑕疵は、受取人の預金債権の成立に影響を及ぼさない。したがって、被仕向銀行は指図に基づいて受取人の預金口座に振込金を入金した後、振込依頼人は受取人に物権的な権利を主張できず、また、受取人の債権者に対して排他的な権利を有しない。他方で、価値の同一性原則は、貨幣の元の権利者である振込依頼人の利益を図りうるが、貨幣の流通性の妨げになると批判される³⁸⁾。

(2) 債権的請求権、すなわち振込依頼人は受取人に対して不当利得返還請求権を有する。上述のように、原因関係の有無は預金債権の成立に関わらない原因関係不必要説を踏まえて、裁判所は不当利得返還請求を認めている。ただ、債権の相対性によって振込依頼人は受取人以外の者（特に受取人の債権者である被仕向銀行）に対抗できな

い。その結果として、被仕向銀行が誤振込による預金債権と受取人に対する債権を相殺するとき、振込依頼人からの異議が認められず、さらに受取人が無資力の場合には、振込依頼人は資金を取り戻せない。したがって、振込依頼人の利益を図るという側面で、この説には欠陥があると思われる。

第2款 優先権論

利益衡量の視角からみると、最も理想的な方法は、振込依頼人に法定優先権を与えることであると考えられる。しかしながら、法定優先権は法律の強制規定によって生じる権利であり、今までの立法及び司法解釈において、そのような権利の根拠づけが見当たらない。そこで、優先権に係る日本の議論を視野に入れる。①振込依頼人が預金債権に対して先取特権に類似した優先権を有すると認められ得るかについて、様々な疑問が挙げられているが、1つの例として、例えば誤振込みによる受取人の預金債権に対して、受取人に対する不当利得返還債権を有する振込依頼人の差押が、受取人の一般債権者の差押と競合した場合に、振込依頼人は受取人の一般債権者と各債権の按分額で割合的な平等配分を受けるのか、それとも振込依頼人は預金債権に対する優先権を主張しうるのが問題となる³⁹。差押や配当要求等の問題は、民事執行法上の問題であり、その優先権を付与するという根本的な解決は、立法的手当によってその実現が可能であることになるとと思われる⁴⁰。これに対して、②契約による優先権の付与も考えられる。振込依頼人は誤振込金に係る物権的な権利を有しないにも関わらず、振込取引プロセスの改善を通じて事実上の優先権を与えることができるのかについて、中国では、振込取引において、銀行法の規定によって被仕向銀行と受取人の間で「銀行決済口座管理協議」が締結されている。そして、この協議の適用範囲を拡大して振込依頼人に優先権を付与することが想定されうる⁴¹。ただし、それをどのように実現させるのか、理論的には未だに明らかではない。

日本の議論は、具体的には、振込金が誤振込によるものである場合は、例えば被仕向銀行が振込依頼人の（振込指図に錯誤があったことを理由とする）請求に応じて、受取人の預金口座から誤振込金に係る入金記帳を取り消すことを預金規定において定めるという方法を想定する。そのような預金規定の効力を、(i) 被仕向銀行は受取人に対抗しうると思われる。理由は、受取人は「振込取引という契約の仕組みを形成する規定」に同意して加わった契約の当事者であるから、不当条項でない限りそれに拘束される点にあるとされる⁴²。つまり、被仕向銀行は受取人の口座から入金記帳を取り消す権限を有する。(ii) この預金規定の効力は、受取人の一般債権者に対しては、例えば受取人の一般債権者が預金債権を差し押えた場合、受取人が有する以上の権利を有しないと考えることによって肯定されうるとされる。(iii) さらに、上述のような預金債権は、実質的には受取人の預金債権から優先的に回収する一種の担保権を被仕向銀行に付与するものであるから、相殺の担保的機能の角度から見れば、受取人の一般債権者が預金債権を差し押えた後でも、被仕向銀行は振込依頼人の組戻し請求に応じることが可能であるとされる。ただ、契約当事者以外の第三者に対する対抗力を生じさせるためには、銀行の措置に一定の合理性があることが求められると指摘される⁴³。

もっとも、誤振込の認定が問題となる。振込人の撤回申請が虚偽表示にあたる場合は、振込依頼人の請求に応じて、被仕向銀行が誤振込金に相当する金額を受取人の口座から差し引くと、受取人に対して侵権責任（不法行為責任）を負う。仕向銀行または被仕向銀行がこのようなりスクを回避しうるようにするために、振込依頼人の「取消」請求の理由である誤振込の主張をどのような手続により認定すれば良いのかを預金規定等の契約により明確に定め、それに従う限りは銀行は免責される旨を定めておく必要があると考えられる⁴⁴。他方で、振込依頼人の主張を認定するため、振込依頼人に証明責任を課すのも一種の解決策として

考えられる。つまり、振込依頼人が誤振込であることを立証し、加え受取人に異議がない場合に限り被仕向銀行が差引等の手続きをして良い、ということである。

第3款 衡平原則の適用

ローマ法に由来する衡平原則は、厳格な法律規定を緩和する機能を有する一方、特殊な事案において公平・正義を実現させる。誤振込によって、振込依頼人は受取人に対して不当利得返還請求権を有するが、受取人が無資力の状態に陥った場合に、振込依頼人に他の救済手段を与えないと公平・正義の観念に反することになる。かくして、衡平原則の適用によって公平・正義が図られうると思われる。すでに検討した通り、前掲名古屋地判平成16年4月21日及びその控訴審は、正義・公平の観念に照らして被仕向銀行への不当利得返還請求を認容した例であって、中国においてもそれに類似した裁判例が見られる。校（2008）浦民二（商）初字第2713号判決は、受取人の財務状況（返還不能）を考慮して、民法の公平原則及び誠実信用原則に照らして被仕向銀行が補充責任⁴⁵を負うとした。公平・正義の実現と、振込依頼人の利益保護とは同質のものだと言えるのであろう。

第4章 日独法による中国法への示唆

第1節 振込取引の本質—契約の連鎖について

第2章第2節第2款で述べたように、日本において、従来の学説は、振込取引を各契約関係によって結びつく当事者間の法律関係に分解して説明するにとどまる。しかし、現代社会及び法理論の急速な発展に伴い、しばしば見られる二当事者間の契約関係より複雑な三者間関係、さらに多当事者間で複数の契約が結びつく場合が増え、そこに着目することが現代社会の需要に相応しい法理論の形成に役立つであろう。契約が複数存在する場合は、必ずしも1つ1つが相互に独立して存在するのではなく、特に一元的な経済目的を達成するために、複数の契約が連鎖して協働するというの

が現代社会の経済現象であると考えられる⁴⁶。現代において、複数取引の割合が高まっていることに伴い、この取引類型に関して考察する重要性も増えるのであろう。

一般的には、複合取引は、2つの具体的な類型に分けられる。第1に、下請けのような契約の連鎖である。下請契約において、不履行が生じた場合、これに続く請負契約においても不履行が生じることになる。このような取引にあたっては、たとえ元請契約の注文者と下請人の相互の間に直接の契約関係が無くとも、これに準じた利害関係が生じているのであり、ここで各契約を全く別個独立のものとし、各当事者を契約関係にない単なる第三者同士として扱うことは必ずしも適切な解決をもたらさない⁴⁷。これは民法における契約の相対効原則に関わると考えられる。第2に、（例えば、割賦販売）第三者与信型消費者信用取引のような複合契約である。前述のように、形式的に見れば複数の独立した契約が存在しているが、1つの取引目的を達成する為に、各契約を独立に扱うのではなく、その複数の契約を一体的なものとして見做すことができる。そして、取引を完成させるために、本来契約関係のない当事者に対して、それらの者を単なる第三者として扱うのではなく、同じシステムに参加していることから契約の当事者として権利義務を課すことが可能なのではないかと思われる。

ある契約の不履行が別の契約の不履行をもたらす契約の連鎖に対して、複合契約では、ある契約の不履行は、必ずしも別の契約の履行に影響するわけではない。にも関わらず、契約連鎖と複合契約は、いずれにしても複数の契約によって1つの経済目的を達成するためのものであるという点で異なる。振込システムは、複数の契約の連鎖によって運営されるものであり、そして誤振込がなされた場合に、振込依頼人が直接の契約関係にない被仕向銀行に対してする請求につき、被仕向銀行にはどのような義務が生じうるのかについて、以下では、ドイツ法を参照したアプローチを紹介したい⁴⁸。

第2節 ドイツにおける契約連鎖と「ネット契約論」

ドイツでは、各契約の連鎖で構成される振込システム全体につき、その契約連鎖により複数の契約がいかなる場合に一体のものとなされるかという問題が比較的早くから論じられている⁴⁹。振込取引システム全体が1つの原因関係に基づくものであると見ると、振込依頼人と受取人との間で原因関係があることが見て取れる。その原因関係の決済という一元的な経済目的を達成するために、複数の契約の連鎖によって形成される振込取引に関して、法理論としての「ネット契約論」が、契約の効力の第三者への拡張と同時に唱えられている。

ネット契約論は、振込取引の無因性を前提に、金銭の追及力を認めないドイツ法の契約の第三者効というアプローチをリファインした学説であると評価される。具体的には、フランチャイズとジャスト・イン・タイムの取引に焦点をおくトイブナーのネット契約論を除き、メシエルとローエの学説が見られる⁵⁰。

第1款 メシエルのネット契約論

はじめて「ネット契約」という言葉で振込の全体システムをネーミングしたのはメシエルである。メシエルは、振込取引は振込依頼人・仕向銀行、仕向銀行・仲介銀行、仲介銀行・被仕向銀行、被仕向銀行・受取人という個別の契約関係の連鎖で構成されているが、他方で、ネット契約は二当事者間の契約から乖離して、全体システムに埋設されていると考えるべきだとする。その結果、個別契約上の契約相手方に対する警告義務は後退するが、反対に、弁済システムのどの部分で過誤が発生しても、保護義務は個別の契約関係を越えて拡大されるべきだと提案した⁵¹。したがって、誤振込の場合は、被仕向銀行の振込依頼人に対する義務が共に同じシステムに、つまり「ネット契約」に加わったことにより生じる。

第2款 ローエのネット契約

例えば企業の分業化、ネット化といった類型は、法律に規定がないという認識が、ローエの出発点である。ローエは、結合は法人ではなく、法人格のない債務の混合であるとして、複数の契約間の目的連関を「ネット契約」と命名した。ネット契約の成立要件としては、費用を低下させるための二次的取引、または大量に繰り返される取引でなければならない。結果としては、推定的な授權によって直接の契約関係が発生する⁵²。振込取引は、まず二次的取引として理解することができる。次に、ローエのネット契約によると、振込プロセスにおいて、ネット契約はネットを構成する個別の契約の形成、清算に効力を有する。誤振込の場合は、振込依頼人と被仕向銀行とがネットの参加者であり、ネット契約はその両者間に契約を締結させる授權を与えるものだというのがローエの理論である。結論として、振込依頼人は被仕向銀行に対して直接請求ができる。

第3節 日本法との関係

ドイツ法では、振込取引において、第三者損害の賠償、第三者に対する保護効を伴った契約という法形式で、契約の連鎖で結合した者に契約の効力を拡張し、振込依頼人からの直接の契約相手方ではない被仕向銀行に対する損害賠償を認めるのが通説的な考え方だった。そして、振込法及び弁済サービス法の改正によって、本来は仕向銀行の履行補助者ではない被仕向銀行にも履行補助者責任を拡大し、例外的に仲介銀行に対する直接請求を認めている。さらに、一つの取引目的を達成するために連鎖する契約の関連性についての「ネット契約論」が有力に主張されている。

一方、日本では、第三者損害の賠償、第三者に対する保護効を伴った契約という法形式が承認されていない。第2章第2節で述べた物権的追及と被仕向銀行の振込依頼人に対する義務違反という2つのアプローチを振り返ると、①しばしば議論されてきた物権的追及について、物権的追及権を認めることは、誤振込金額が振込依頼人に帰属す

ることと同じ意味を持つという点で、振込依頼人が受取人の一般債権者の預金債権への差押えに対してする第三者異議の訴えを認めないとした平成8年最判と矛盾していると指摘された。②前掲名古屋地判平成16年4月21日及びその控訴審である前掲名古屋高判平成27年1月29日等は、振込依頼人の直接の契約関係にない被仕向銀行への不当利得返還請求を認めた。その判決の根拠について、被仕向銀行が振込依頼人に対して一定の配慮義務があるとの理解が示されてきた。確かに、被仕向銀行による相殺は、権利濫用または被仕向銀行の保護義務を考えるなら信義則違反としてその効力を否定するのが分かりやすい解決であるけれども、ドイツにおける契約連鎖とネット契約の方向性から、裁判所が被仕向銀行への直接の請求を認める根拠として、一元的な経済目的のために組織された振込システムの構成員としての被仕向銀行の配慮義務の違反ではないかという考え方⁵³が、少なくとも納得がいくものであると考える。

第4節 中国法への示唆

第1款 (物権的) 価値返還請求権説および優先権説について

中国では、契約連鎖に関する研究、特に契約連鎖と振込取引との関連性については論じられてこなかった。ただ、振込取引の本質は、一定の取引目的を達成するために各当事者間の契約が連鎖して協働するという点では、中国を含む同じ大陸法系に属する国において違いはないと考えられる。

中国では、第3章第3節1でみたように、日本の議論に類似した(物権的)価値返還請求権説がしばしば唱えられているが、誤振込みにより不当利得返還債権を取得する振込依頼人に、他の一般債権者に優先する地位までも与える理由は見出し難い。したがって、前述の通り、被仕向銀行が受取人の預金口座に振込金を入金した後、振込依頼人は受取人に物権的な権利を主張できず、また、受取人の債権者に対して排他的な権利を有しない。

一方、中国の裁判所は、原因関係不要説を採用

ながら、一般的には誤振込の場合に、振込依頼人の受取人に対する不当利得返還請求しか認めない。かくして、受取人が無資力に困窮する場合、誤振込みによって成立した預金債権について受取人の他の債権者らが差押えなどすることによって、振込依頼人の損失の下において他の債権者らが利益を得る結果となる。この場合、振込依頼人の利益保護を図るのが正義・公平の観念に符合すると考えられるため、振込依頼人に何かの救済手段が与えられるべきだということがよく議論される。第3章第3節2で紹介した優先権論は、日本における議論であるが、振込依頼人の救済手段として中国でも次第に見られるようになってきている議論である。しかしながら、法定優先権は法律の強制規定によって生じる権利であり、それに関わる法律及び司法解釈が制定されていない段階において、立法を待たずに認めることはできないと思われる。その他、第3章第3節3でみた衡平原則は、確かに公平・正義を実現させるのに役に立つが、特殊な事情に応じて適用されるものであり、漠然としたものといえる。したがって、普遍適用性を持たないものではないかと考える。

第2款 預金債権の無因性と相殺の効力

第3章第2節第2款で述べたように、預金債権の成立について原因関係必要説は説得力を持たないといえる。ドイツにおいて、契約の第三者効でも、さらにネット契約論でも、振込取引の無因性が前提とされている。日本においても、誤振込の場合は、平成8年最判を通じて、原因関係があるか否かに関わらず預金債権が成立するという解釈が、その後の判決で維持されてきた。中国では、預金債権の成立を明確に認めたものはないが、裁判所は被仕向銀行の相殺行為と原告の損失との間に法律上の因果関係がないとして、相殺の効力を肯定する傾向を示すことによって、実質的には預金債権の成立を認めている。したがって、原因関係必要説を支持する判決も見られるが、一般的には裁判所の立場は原因関係不要説にあると考えられる。

預金の無因性を前提とするとき、被仕向銀行による相殺の効力に関して、日本の判決を遡ると相殺を無効と解する判決が多いように見える。その理由について、物権的追及と振込依頼人に対する信義則違反という2つアプローチが考えられる。すでに述べた通り、銀行振込の性質等を考慮した結果、前者の適用は考えられない。一方、「ネット契約」が提唱した直接の契約関係にない当事者の間に一種の義務を生じさせるやり方が一定の合理性を持っており、日本の裁判例も類似の立場を示している。中国において、より詳しい法規範が必要であると考えられる。例えば銀行取引に関する法律、振込契約等が、「配慮義務」のようなものを定めておくことが想定される。

前掲名古屋高判平成17年3月17日は、相殺を無効とした上で、「受取人と被仕向銀行との間に振込金額相当の（当座）預金契約が成立したとしても、正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないと同様に構成し、振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金相当額の返還を求める不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得が生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である」とした。一方、相殺を有効とする例である前掲東京地判平成17年9月26日は、被仕向銀行による相殺を有効とした上、「棚ぼた」の利益を、被仕向銀行が得たとして不当利得返還請求を認容した。したがって、被仕向銀行による相殺が有効であれ無効であれ、相殺の意思表示がなされた後に振込依頼人は被仕向銀行に対して不当利得返還請求ができる、ということが出来る。その他、①誤振込みによる預金を、受取人の債務の弁済として取得した被仕向銀行に対して、騙取金銭による弁済を受けた者に対するのと同様に、被仕向銀行が預金債権が誤振り込みによるものであることについて悪意又は重過失のある場合に、不当利得返還請求ができることと解すべきである。②振込依頼人が被仕向銀行に対して執りうる第2の手段を考えるに当たって

は、第2節でみたネット契約論が参考となりうる。

第3款 中国法におけるネット契約論の意義

振込依頼人は被仕向銀行に不当利得返還請求できると解すべきとき、不当利得返還請求に加えて、不法行為上の請求権や契約上の請求権を認める可能性が生じる。騙取金銭による弁済と同じように考えると、利得者（被仕向銀行）に悪意又は重過失があるときにしか、振込依頼人は不当利得返還請求ができない。これに対して不法行為であれば、振込依頼人に損害が発生することについて被仕向銀行に故意又は過失があれば損害賠償請求できる。被仕向銀行が善意である場合でも、誤振込であることを気づかずに受取人に払戻したことに対する貸金債権と相殺したことについて過失があるときは、不法行為上の注意義務に反すると認められうるのではないか。中国民法は、純粹経済損害について、不法行為による損害であれば不法行為責任が認められると規定している。ドイツ法と違い、振込依頼人が被る純粹経済損害についても損害賠償請求権が認められる法制度の下では、契約上の請求権と構成する必要はない。ネット契約論によれば、振込システムの中で直接相対しない振込依頼人と被仕向銀行の間にも、不法行為上の注意義務に相当する配慮義務が認められうる。

中国では、日本と違い、一般的には裁判所は、被仕向銀行が利得したのは、振込依頼人が損失を被ったのと別々の事実関係によるものと判断し、振込依頼人の被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めない。日本の裁判例、さらに契約連鎖とネット契約論から見た、誤振込みによる預金債権と貸金債権を相殺した被仕向銀行が、同じ振込システムにある者に対して負う「ネット契約上の義務」という理論は、中国の銀行取引に関する立法に一定の示唆を与えられるものではないかと考える。言うまでもなく、受取人が支払不能であるとき、振込依頼人の利益保護に有益である。

おわりに

平成8年最判より、原因関係の有無に関わらず預金債権が成立するという解釈を疑う余地がないと言える。そして、誤振込による預金債権が成立した上で、被仕向銀行による相殺があったとき、振込依頼人の被仕向銀行に対する幾つかの請求権類型が想定されうる。中国民法にとって、日本法およびドイツ法を参考にする意義があり、誤振込の構造につき、さらに理論的な解明が望ましいと考える。

- ¹ 森田宏樹「振込取引の法的構造—「誤振込」事例の再検討—」中田裕康・道垣内弘人=編『金融取引と民法法理』（有斐閣、2000年）125頁。
- ² 藤原正則「誤振込による預金債権と被仕向銀行の受取人に対する貸金債権による相殺—特に、ドイツのネット契約論との関係で」大塚先生古希記念刊行委員会編『民商法の課題と展望』（信山社、2018年）479頁以下、492頁を参照。
- ³ 鹿児島地判平成1年11月27日（金法1255号32頁）、東京地判平成2年10月25日（判時1388号80頁）及びその控訴審等。平成8年最判の第一審および第二審も同様に原因関係必要論を採っていた。
- ⁴ 松本貞夫「誤振込による預金の成否と原因関係の成否」法律論叢80巻第2、3合併号（2008年2月）436頁。
- ⁵ 松本・前掲注（4）437頁。
- ⁶ 森田・前掲注（1）137頁。
- ⁷ 森田・前掲注（1）138頁。
- ⁸ 森田・前掲注（1）125頁。
- ⁹ 松本・前掲注（4）417頁。
- ¹⁰ 森田・前掲注（1）125-126頁。
- ¹¹ 例えば、前掲注（3）の例。
- ¹² 藤原正則「誤振込により成立した受取人の預金債権を受取人に対する貸金債権をもって相殺した被仕向金融機関の債権回収について、振込金相当額の不当利得返還請求権が認められた事

- 例」金法2049号（2016年9月）16頁。
- ¹³ 道垣内弘人「誤振込による受取人の預金の成否」手形小切手判例百選（1997年）221頁。
- ¹⁴ 木南敦「誤振込と預金の成否—最二小判平8・4・26をめぐって」金法1455号（1996年7月）11頁。
- ¹⁵ 藤原・前掲注（2）494頁を参照。
- ¹⁶ 能見善久=加藤新太郎『論点体系・判例民法7・契約Ⅱ』（第一法規（第3版）、2021年）468頁。
- ¹⁷ 本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺（下）」金法1734号（2005年）49頁。
- ¹⁸ 例えば、菅野佳生「誤振込金と貸付債権の相殺」判タ1152号（2004年）106頁。
- ¹⁹ 张叶妹「错误汇款之三角关系不当得利」东南大学学报20卷（2018年）151頁。
- ²⁰ 森田・前掲注（1）180頁。
- ²¹ 傅广宇「“中国民法典”与不当得利：回顾与前瞻」華東政法大學學報（2019年）117頁。
- ²² 不当利得の類型を給付利得と非給付利得に分けて区別すること。
- ²³ 全国人民代表大会常務委員会會議（2019年1月4日-2月3日）意見募集。
- ²⁴ 法的な根拠なしに不当な利益を取得した者に対し、損失を被った者はその利益の返還を請求することができる。
- ²⁵ 王泽鉴「不当得利类型论与不当得利法的发展—建构一个可操作的规范模式（上）」甘肅政法學院學報（2015年）6頁。
- ²⁶ 赵柯「证券公司违规挪用客户证券、证券公司破产时能否主张取回」『商事审判指导』第20辑（人民法院出版社、2010年）89頁を参照。
- ²⁷ 第4章を参照。
- ²⁸ 李永峰=李昊「债权让与中的优先规则与债务人保护」『法学研究』（2007年）45頁。
- ²⁹ 侯春雷『银行卡民事纠纷法律适用』（人民法院出版社、2013年）216-218頁。
- ³⁰ 其木提「论债务人对债权准占有人清偿的效力」『法学』第3期（2013年）91頁。
- ³¹ 為替業務を經營する金融機関は、國務院為替管

- 理部門の規定に従って取引内容の真実性等を審査すること。
- ³² 「中華人民共和国商業銀行法」73条（三）。
- ³³ 其木提「委托銀行付款之三角关系不当得利—以错误汇款为研究对象」『法学』第11期（2014年）60頁。
- ³⁴ 特殊な規則によって口座内の貨幣はすでに区分されているからである。王利明『物権法研究』（中国人民大学出版社、2002年）37頁。
- ³⁵ 梁慧星＝陳華彬『物権法』（法律出版社、1997年）213頁。
- ³⁶ 道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996年）79頁。
- ³⁷ 道垣内・前掲注（36）70頁。
- ³⁸ 孫鵬「“占有即所有”原理批判及權利流轉規則之重塑」『法學研究』（2019年）9頁。
- ³⁹ 森田・前掲注（1）183頁。
- ⁴⁰ 森田・前掲注（1）189頁。
- ⁴¹ 森田・前掲注（1）190頁。
- ⁴² 森田・前掲注（1）191頁。
- ⁴³ 森田・前掲注（1）191頁。
- ⁴⁴ 森田・前掲注（1）193頁。
- ⁴⁵ 補充責任の規則によって、直接の責任者が弁償不能になる場合に、被害者が補充責任者に対しての賠償請求ができる。中国民法典1198条第2項は不真正連帯責任の下での補充責任規則である。
- ⁴⁶ 藤原・前掲注（2）488頁以下を参照。
- ⁴⁷ 都築満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）9頁。
- ⁴⁸ 以下第2節および第3節の内容は主に、藤原・前掲注（2）に多くを負う。
- ⁴⁹ 中川敏宏「ドイツ法における〔契約結合vertragsverbindungen〕問題—契約の一体性と一部無効・一部解除問題—」一橋法学1巻3号（2022年11月）869頁。
- ⁵⁰ 他にランゲの「ネットワーク契約」、トイブナーの結合契約としてのネットワーク」、ゲルンフーバーの「契約結合論」もあるが、紹介は割愛する。
- ⁵¹ 藤原・前掲注（2）504頁以下。
- ⁵² 藤原・前掲注（2）505頁以下。
- ⁵³ 藤原・前掲注（2）510頁以下。
- ⁵⁴ 第4章第1節、第2節で紹介した複数の契約の結合によって一元的な経済目的を達成する現代的な取引形態に関する包括的な研究としては、グンター・トイブナー（藤原正則訳）『契約結合としてのネットワーク』（信山社、2016年）を参照。本稿で取り上げた誤振込と相殺に関しては、特に216頁以下を参照。
- （そん しえん 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了）